

実務対応報告公開草案第6号

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い  
(その2)(案)」に対するコメント

2003年1月24日

日本経団連経済本部

【Q4 個別財務諸表における回収可能見込額と連結納税主体における回収可能見込額に差額が生じる場合の取扱い】

各連結納税会社の回収可能見込額の合計と連結納税主体の回収可能見込額が一致しない場合でも、その差額を理論的かつ合理性ある方法で各連結納税会社の個別財務諸表に調整することは困難である。

仮に何らかの方法で調整したとしても、その調整額が将来にわたって各連結納税会社の個別財務諸表上に継続して計上され、かつ、歴年の調整額が加算されることとなるが、その合計額の示す会計上の意味合いが明確ではない。

したがって、原案の取扱いで良いと考える。

以上